

足立区公契約条例の改正（素案）の概要

1 条例等の改正の背景

足立区公契約条例は、平成26年4月1日に施行され、10年が経過しました。これまで、良質な区民サービスの提供に寄与してきましたが、令和4年10月、条例が適用される現場の実態を把握するため、区と公契約を締結する受注者及び受注関係者⁵並びに労働者等を対象にアンケート調査を実施したところ、以下の課題が明らかとなりました。

- (1) 受注者が労働者等の賃金の支払状況を区に報告する書類（以下、「労務台帳」といいます。）について、労働者ごとに作成し、受注関係者が雇用する労働者の分もとりまとめて区に提出するため、その作成及び提出の負担が大きいこと
- (2) 労働者等への公契約条例の周知が不十分であるため、公契約条例の趣旨、内容が労働者等に浸透していないこと

これらの課題の改善を図るとともに、より多くの区の契約現場で働く方々に公契約制度を適用するため、足立区公契約条例を改正します。

2 改正事項

- (1) 公契約に定める事項の変更

【足立区公契約条例第7条関係】

ア 受注者が作成、区に提出する労務台帳を廃止し、労働者等の労働条件が法令等に適合し、適正であることを区に報告することとします。

イ 受注者及び受注関係者は、労働者等の労働報酬下限額、公契約に係る業務に従事した時間等を記録し、保存することとします。

ウ 受注者及び受注関係者は、下請、再委託等をする契約に条例の規定を遵守する旨を定めることとします。

区では、今回の変更にあわせて、以下の内容を実施する予定です。

- ① 公契約条例の概要を記載した携帯用カードを区が作成し、受注者及び受注関係者を通じてすべての労働者等に配付します。カードには、賃金に関する申し出の連絡先や、区ホームページにリンクする二次元コードを掲載するなど、利便性を高めます。
- ② 労働者の方々が、ご自身の賃金が労働報酬下限額を満たしているか自ら確認できるチェックシートを区のホームページに掲載します。

⁵ 受注者などから公契約に係る業務の一部を請け負う者、又は受注者などに労働者を派遣する者

(2) 適用範囲の変更

【足立区公契約条例第6条、足立区公契約条例施行規則第3条関係】

【足立区公契約条例第17条、足立区公契約条例施行規則第4条関係】

ア 工事又は製造の請負の契約について、予定価格を1億8千万円以上から1億円以上とします。

イ 工事又は製造の請負以外の請負の契約について、以下の業務を追加します。

(ア) 庁舎その他施設における設備又は機器の保守又は点検の業務

(イ) 庁舎その他施設の維持管理又は運営の業務

(ウ) 庁舎その他施設における建物清掃の業務

(エ) 庁舎その他施設における警備（機械警備を除く）の業務

(オ) 庁舎その他施設における給食調理の業務

(カ) 区立学校における用務の業務

(キ) 区内及び区の隣接地域内における車両の運行の業務

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定について、区が締結するすべての協定とします。

3 定期的な検証・見直しの実施

区は、今回の改正後4年ごとを目途に、条例の施行状況について検証し、必要に応じて制度の見直しを実施していきます。

4 条例等の改正時期

令和7年4月1日の施行を予定しています。